

計画認定申請に際して必要な合意事項について

事 項	昨 年 度 に 引 き 続 き 合 意 を 諮 る 内 容
① 阪 急 バ ス 西能勢線口山内系 統 の 運 行 回 数	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金へ計画の認定申請を行う系統について、 要綱「1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの。ただし、 <u>協議会等が認めた場合は、平日1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの</u> とする。」と規定されており、合意を諮るもの。
②広域行政圏の中 心市町村に準ずる 生活基盤の整備	豊能地域広域行政圏に含まれる能勢町は、医療機関や公共施設、商業施設等が 整備されていることから、広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されているものとして 認められることについて、合意を諮るもの。
③計画の包括的な 合 意 に つ い て	地域公共交通計画の計画認定申請後に、予め協議会において事前に「<u>包括的な合意</u>」が得られて いることを前提に、条件を満たす軽微な変更に関し、協議会を開催しなくても、協議会の議論を 経たものとして取り扱う、と要綱で規定されており、本会議でも包括的な合意を諮るもの。 【軽微な変更の内容】 ・各補助対象系統の1日当たり計画運行回数の10%以内又は1回以内の増減 ・各補助対象系統の計画運行日数の10%以内の増減 ・各補助対象系統のキロ程（デマンド型にあってはサービス提供時間）の10%以内の増減 ・地域間幹線系統補助対象事業者に係る計画額の総額の10%以内の増減 ※ただし、当該変更後の地域公共交通計画については、協議会構成員において情報共有されるこ とが必要である。

生産性の向上への取組事例・検討状況について

平成29年の国土交通省通達に記載の地域間幹線系統等における生産性向上へ向けた取組事例の、
阪急バス西能勢線への適用可否の検討状況については、以下のとおり。

事 例	適用の 可 否	検 討 状 況
① 貨 客 混 載 の 取 組	否	現時点で、物流事業者やその利用者から具体的な要望がない。 また、乗務員による貨物の管理や積み下ろし等については現実的でない。
② バ ス 路 線 の 再 編	否	令和3年に一部運行区間の見直しや減便をすでに実施済みであり、現時点で具体的に 再編予定はない。
③路線バスへの混乗化	否	町内の各施設の送迎バスなどの交通資源はあるものの。カバーする必要のあるエリア や時間帯等は様々であり、路線バスへ統合して混乗化することは現実的に不可能。
④地域住民の生活利用 と 観 光 利 用 の 混 乗	可	阪急バス西能勢線沿線に、道の駅等の誘客施設があることから、地域住民と観光利 用者は、既に混乗していると考えられる。